　　　　　　　　　　　　　　御野学区連合町内会規約

（目　的）

1. 本会は、民主主義の精神に基づき、町内会相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の

向上発展を計ることを目的とする。

（名称及び事務所の所在地）

1. 本会は、岡山市御野学区連合町内会（以下「会」という）と称し、事務所は会長宅に置く。

（区　域）

1. 会の区域は、御野学区の区域とする。

（組　織）

1. 会は区域内にある町内会を会員として組織し、会員は所定の会費を納入するものとする。入会・脱会は妨げない。

（事　業）

1. 会は目的を達成するため、次の事業を行う。　必要に応じて、専門部を置くことができる。
   * 1. 防犯・青少年育成事業
     2. 防災・交通安全事業
     3. 環境と美化事業
     4. 支え合う地域福祉事業
     5. 地域での健康づくり事業
     6. その他

（役員の選任）

1. 会に次の役員を置く。
   * 1. 会長　　１名
     2. 副会長　４名
     3. 会計　　１名
     4. 部長　　若干名
     5. 監査　　2名

　２　会長及び副会長は、総会において選任する。

　３　会計・部長・監査については、会長・副会長の推薦により、総会において選任

する。

（役員の任務）

1. 役員の任務は、次のとおりとする。
   * 1. 会長は会を統括し、会を代表する。
     2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職を代行する。
     3. 会計は会計事務を担当する。
     4. 部長は所管の業務を行う。
     5. 監査は会の会計事務を監査する。

（役員の任期）

1. 役員の任期は２ヶ年とする。　但し再任を妨げない。

２　補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

　　　（顧問・相談役）

第９条 会に顧問・相談役を置くことができる。

２　顧問・相談役は会長が委嘱する。

３　顧問・相談役は会議に出席し意見を述べることができる。

（会　議）

第１０条 総会は、通常総会と臨時総会の２種類とし、会長が招集し議長となる。

　　　　２　通常総会は、年一回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

３　総会は町内会代表者の二分の一以上の出席をもって成立し、議事は出席者の

過半数の同意により決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

４　総会は次の事項を審議決定する。

1. 事業報告、事業計画に関すること。
2. 決算、予算に関すること。
3. 規約に関すること。
4. 役員の選任に関すること。
5. その他重要な事項。

　　 ５　定例会議

　　 定例会議は町内会代表者をもって構成し、会の運営について必要な事項を協議決定する。

（ 経 費）

第１１条　会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入による。

（会計年度）

第１２条　会の会計は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

付 則

1. この規約は、昭和２６年５月から実施する。
2. 平成元年４月８日の総会において、一部改正同日施行する。
3. 平成７年５月２０日の総会において、一部改正同日施行する。
4. 平成７年１０月１４日の臨時総会において、一部改正同日施行する。
5. 平成２８年５月２１日の総会において、一部改正同日施行する。